様式第１号(第５条関係)

　　　年　　月　　日

米　原　市　長　　様

申請者

住　　　所

氏　　　名

連　絡　先

米原市移住支援金交付申請書

　　　　　年度米原市移住支援金の交付を受けたいので、米原市移住支援金交付要綱第５条の規定により関係書類を添えて申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　世帯種別 | (１)　単身世帯　　　　(２)　複数人世帯(　　　　人世帯) | |
| ２　申請種別 | (１)　一般就業要件該当者  (２)　専門人材就業要件該当者  (３)　テレワーク就業要件該当者  (４)　関係人口要件該当者  (５)　起業要件該当者 | |
| ３　移住前の住所 |  | |
| ４　申請額 | 円 | |
| ５　移住する前の勤務先、勤務地および雇用期間  ※移住する前において東京圏内に住所を有し、東京都区部内の事業所において業務に従事していた場合は記入すること。 | | |
| 雇用期間 | 勤務先事業所名 | 勤務地(勤務先事業所所在地) |
| 年　　月　　日から  　　　　年　　月　　日まで |  |  |
| 年　　月　　日から  　　　　年　　月　　日まで |  |  |
| 年　　月　　日から  　　　　年　　月　　日まで |  |  |

(裏面)

**関係書類**

１　就業証明書（様式第２号。米原市移住支援金交付要綱第３条第２号エおよびオに該当する場合を除く。）

２　支援対象者（支援対象世帯員がある場合は、支援対象者および支援対象世帯員）の記載のある住民票の除票の写し等（米原市移住支援金交付要綱第３条第１号アの期間の住所が証明できるものに限る。）

３　移住支援金の振込先口座の通帳の写しまたはこれに準ずるもの

４　移住する前の勤務地、雇用期間および雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類（米原市移住支援金交付要綱第３条第１号ア(イ)に該当する場合）

５　卒業証明書（米原市移住支援金交付要綱第３条第１号ア(ウ)に該当する場合に限る。）

６　滋賀県起業支援金の交付決定通知書の写し(米原市移住支援金交付要綱第３条第２号オに該当する場合に限る。)

７　誓約書（様式第３号）

８　同意書（様式第４号）

９　その他市長が必要と認める書類

様式第２号(第５条関係)

年　　月　　日

米　原　市　長　　様

【対象者の勤務先】

所在地

名　　　称

代表者名　　　　　　　　　　　㊞

担当部署名

担　当　者

連　絡　先

就業証明書（移住支援金の申請用）

　下記対象者の就業状況を次のとおり証明します。

記

１　対象者

|  |  |
| --- | --- |
| 住　所 |  |
| 氏　名 |  |

２　就業状況等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 勤務先所在地 |  | | |
| 勤務先電話番号 |  | | |
| 申請種別 | 一般就業要件  該当者 | 専門人材就業要件  該当者 | テレワーク就業要件  該当者 |
| 応募受付年月日 | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 | － |
| 勤務開始年月日 | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 |
| 雇用形態 | 週20時間以上  の無期雇用 | 週20時間以上  の無期雇用 | － |
| その他 | 対象者と代表者などの経営を担う者が、３親等以内の親族に該当しない | ・対象者と代表者などの経営を担う者が、３親等以内の親族に該当しない  ・目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加その他の離職を前提とした就業でない | ・自己の意思による移住（就業先からの命令がある場合を除く。）である  ・本市の区域内を生活の本拠として、移住をする前の業務を引き続き行う  ・地方創生テレワーク交付金制度要綱（令和３年２月９日付け府地創第34号）に基づく地方創生テレワーク交付金を支援対象者に提供していない |

３　確認事項（確認後レ点を記入してください。）

□　移住支援事業に関する事務のため、米原市の求めに応じて対象者の就業状況等の情報を、滋賀県および米原市に提供することについて、対象者の同意を得ています。

様式第３号(第５条関係)

　　　年　　月　　日

米　原　市　長　　様

申請者　住　所

氏　名

誓約書

　米原市移住支援金の申請に当たり、私は下記に掲げる事項について記載内容のとおりであることを誓約します。

記

１　令和３年８月20日以後に米原市に移住し、次の(１)および(２)のいずれにも該当します。

(１)　移住をした日の前10年間において、次に該当する期間の合計が５年以上となること。

ア　東京都区部（東京都の特別区の存する区域をいう。以下この号において同じ。）内に住所を有していた期間

イ　東京圏内（条件不利地域を除く。）に住所を有し、かつ、東京都区部内に所在する事業所において業務に従事するため通勤していた期間（雇用者として従事していた場合にあっては、雇用保険の被保険者として従事していた期間に限る。）

ウ　東京圏内（条件不利地域を除く。）に住所を有し、かつ、東京都区部内に所在する大学等へ通学していた者が、東京都区部内に所在する事業所へ就職した場合にあっては、当該通学していた期間

(２)　移住をした日の前1年が(１)アまたはイであること。ただし、通勤をしていない期間（(１)イの期間が経過した日から次の(１)イの期間の初日または移住をした日の前日までの間（３月以内に限る。）をいう。以下この(２)において同じ。）に引き続き東京圏内（条件不利地域を除く。）に住所を有する場合に限り、当該通勤をしていない期間を除く。

２　次の(１)から(５)までの要件のいずれかに該当します。

(１)　一般就業要件該当者　移住して従事する就業が次のアからカまでに掲げる要件のいずれにも該当する就業である者

ア　就業先が、滋賀県が運営する企業情報サイトおよび他の都道府県が運営するこれに準じる企業情報サイト（以下「マッチングサイト」という。）に掲載されている法人であること。ただし、当該就業先の法人の求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以後である場合に限る。

イ　勤務地が東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域に所在すること。

ウ　就業先が、移住をする者の３親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人でないこと。

エ　週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

オ　就業先の法人に、移住支援金の交付申請日から継続して５年以上就業する意思を有する就業であること。

カ　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の就業であること。

(２)　専門人材就業要件該当者　移住して従事する就業が次のアおよびイに掲げる要件のいずれにも該当する就業である者

ア　内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用した就業であること。ただし、目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加その他の離職を前提とした就業でないこと。

イ　(１)イからカまでに掲げる就業に関する要件のいずれにも該当する就業であること。

(３)　テレワーク就業要件該当者　移住して従事する就業が次のアからウまでに掲げる要件のいずれにも該当する就業である者

ア　自己の意思による移住（就業先からの命令がある場合を除く。）であること。

イ　本市の区域内を生活の本拠として、移住をする前の業務を引き続き行うこと。

ウ　地方創生テレワーク交付金制度要綱（令和３年２月９日付け府地創第34号）に基づく地方創生テレワーク交付金が、就業先から支援対象者に提供されていないこと。

(４)　関係人口要件該当者　市内の自治会、まちづくり団体等が実施する移住促進、交流イベント等への参加実績を有する者のうち、市長が認めるもの

(５)　起業要件該当者　起業に伴い移住する者のうち、移住支援金の交付申請日以前１年以内に滋賀県起業支援金(公益財団法人滋賀県産業支援プラザが交付する滋賀県起業支援金をいう。)の交付決定を受けている者

３　移住支援金の交付申請日から継続して５年以上米原市に居住する意思を有しています。

４　日本人または永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者もしくは特別永住者のいずれかの在留資格を有している外国人です。

５　米原市暴力団排除条例（平成23年米原市条例第36号）第２条第２号に規定する暴力団員または同条第１号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

様式第４号(第５条関係)

　　　年　　月　　日

同意書

米　原　市　長　　様

申請者

住　　　所

氏　　　名

支援対象世帯員

氏　　　名

　米原市移住支援金の交付に係る審査のため、次に掲げる事項について同意します。

１　市長が、移住支援金交付後５年間、申請者および支援対象世帯員の住民登録に関する事項を公簿により確認すること。

２　市長が、申請者の就業先等の関係機関に対し、勤務状況等の必要な事項を調査すること。

３　前２項のほか、市長が、申請者および支援対象世帯員について、移住支援金の交付決定に係る審査に必要な事項を調査すること。